

## 監査公表第10号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年7月17日

新城市監査委員 近藤 隆  
新城市監査委員 滝川 健司

### 監査結果の措置対象

議会事務局  
議事調査課

### 監査結果報告年月日

平成29年12月6日

### 監査結果に対する措置通知年月日

平成30年7月10日

### 講じた措置等の内容

#### 【議事調査課】

##### 《指摘事項》

議会政務活動費の収支報告書の提出に際し、複数の収支報告書をまとめて文書受付していた。文書受付を明確にするため、それぞれの収支報告書に受付印を押印するよう改められたい。

##### 《是正措置内容》

指摘のとおり、それぞれの収支報告書に受付印を押印してから供覧するように改めました。

##### 《意見》

議会図書室に備付けの図書については、備品類とともに物品台帳を用いた整理がされ、図書目録等の確認がしづらい状況にあった。図書の閲覧を容易にし、議会活動に役立てることができるようするため、図書台帳の整備に努められたい。

##### 《措置内容》

現在、旧庁舎にありました議会図書室は、取り壊しに伴い移転中です。移転後に再開する際には、図書の閲覧を容易にできるよう、図書台帳の整備に努めます。